

大分県報

令和七年
号外（五四）
八月二十六日

（火曜日）

目次

規則

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部改正……………
職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部改正……………
大分県会計規則の一部改正……………

規則

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第四十五号

職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「終了後五日」を「を完了した日の翌日から起算して二週間」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、やむを得ない事情があると旅行命令権者が認めた場合は、この限りでない。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の職員等の旅費に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に完了する旅行について適用し、同日前に終了した旅行については、なお従前の例による。

職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第四十六号

職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員等の休日休暇及び勤務時間等に関する条例施行規則（昭和二十六年大分県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日等）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の一項を加える。

（週休日及び勤務時間の割振り等の特例制度の試行的実施）

3 当分の間、第十一条第二項の特別の勤務に従事する職員（週休日及び勤務時間の割振り等の特例制度の試行的実施の対象となる者で知事が別に定めるものに限る。）に係る週休日及び勤務時間の割振りについては、同項の規定にかかわらず、四週間ごとの期間についてこれを定め、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き十二日を超えないようにするものとするほか、知事が別に定めるところによるものとする。

附則

この規則は、令和七年九月二十九日から施行する。

大分県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年八月二十六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

大分県規則第四十七号

大分県会計規則の一部を改正する規則

大分県会計規則（昭和四十九年大分県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項中「又は旅行終了後五日」を「後五日以内又は旅行完了後十四日」に改める。

第六十三条第一項中「終了後五日以内」を「完了後十四日以内に」に、「速やかに」を「速やかに、」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、精算の時期及び方法についてあらかじめ知事の承認を受けた経費については、この限りでない。

第六十三条第二項中「前項」を「前項本文」に改め、同条第三項中「第一項」を「第一項本文」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大分県会計規則の規定は、旅行に要する経費の前渡資金又は概算払の精算については、この規則の施行の日以後に完了する旅行について適用し、同日前に終了した旅行については、なお従前の例による。